

大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成23年 2月 9日
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ファッションセンターしまむら中野上町店」の新設に係わる案件について、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1 店舗概要

店舗の名称	ファッションセンターしまむら中野上町店
所在地	八王子市中野上町二丁目 32 番 3 号
設置者	株式会社しまむら
店舗面積	1, 207平方メートル
営業時間	午前10時から午後8時まで

2 経緯

- (1) 平成22年6月23日 新設の届出
- (2) 平成23年1月28日 東京都大規模小売店舗立地審議会から答申

3 意見通知日

平成23年2月8日 都の意見を設置者に通知

4 意見の概要

(1) 駐車場の出入口の位置について

店舗寄りの駐車場出入口は、交差点近傍に設置されており、円滑な交通及び安全性についての配慮がされていない。出入口の位置の変更を行い交差点から出入口までの適正な離隔を確保するなど、関係機関と協議の上、適切な対応を行うこと。

(2) 出入口の安全対策について

上記(1)の対策を行った上で、駐車場の出入口には一時停止線及び「止まれ」の路面表示を行い、入庫車両の事故防止を図ること。また、歩行者の出入口については、来客車両との交錯を防ぎ、安全確保を行うこと。

(3) 店舗への案内経路の設定等について

来客車両の駐車場への案内経路の設定や来客車両による周辺道路の交通への影響に関する説明について、周辺道路の混雑時を考慮していないなど調査時間が不十分であり、適切な検証が行われて

いない。また、右左折入出庫を行うことによる前面道路への影響及び安全性については、必要な検証が行われていない。これらについて、関係機関と協議の上、検討内容を実証する適切な資料を示した上で、具体的な説明を行うこと。

(4) 計画的な搬出入及び騒音への対策について

届出の搬出入計画は、来客車用の駐車場の一部を荷さばき施設として24時間使用する計画となっている。このため、来客車両と搬出入車両の交錯が生じ安全上支障があり、また、夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測において、予測結果が騒音規制法における夜間の規制基準値を超過している。荷さばき施設を分離することも含め、搬出入における安全対策について適切な対応を行うとともに、騒音に配慮した上で搬出入計画を提出すること。なお、騒音の予測について、記載内容に不適切な箇所があるため、正しく記載し直し、改めて適切に予測・評価を行うこと。

5 今後の手続き

設置者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

【参考】

「大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見」とは、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、交通渋滞、騒音等に関する事項について、都が大型店の設置者に対して述べる意見です。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4840